

鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業 手続き Q & A

質問		答え
①	申請は直接窓口に出さなければならないのですか？	はい、そのとおりです。窓口において簡単な書類の審査をし、不備がないかを確認します。書類がそろっていることを確認した上で受理いたします。
②	各書類の提出時期はありますか？	申請書は受付期間中の工事着手前に、変更申請は変更工事着手前に、中止申請は速やかに、実績報告は設置完了日から1か月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日に提出してください。 請求書については、「実績報告書」を提出されますと、当町より「補助金交付額確定通知書」を送付いたします。請求書は、その通知書を受けてから提出してください。請求書の確定月日番号記入欄は、交付決定時の日付ではなく確定通知書の日付番号を記入してください。
③	逆潮流有りで連携するシステムとは何ですか？	システムにおいて発電する電力が、住宅の消費電力を下回った時は電力会社から電力の供給を受け、上回った時は余剰電力を電力会社へ送電できるシステムのことです。
④	他の市(町)に住んでいますが、今度、住宅の新築に併せて太陽光発電システムを設置し転入を予定していますが、補助金の対象となりますか？	実績報告書を提出していただく時点で、転入されていることが前提で、補助金の対象となります。 写真は、申請時の現況写真(更地、建築中などの写真)をご提出ください。 尚、誓約書の提出も必要となります。
⑤	居住する住宅に隣接する倉庫や車庫に太陽光発電システムを設置したいが、補助対象になりますか？	住宅の一部として付随する建物に設置する場合でも、発電した電力を当該住宅において使用する場合は補助の対象となります。
⑥	店舗、事業所への設置は補助金交付の対象になりますか？	なりません。「主に居住を目的とした建物又は小規模店舗等を併設した居住を目的とした建物」で店舗併用住宅の場合は、居住部分が1/2以上が対象となります。
⑦	システムの増設をしましたが、補助の対象となりますか？	以前に補助金の交付を受けている場合は申請できません。以前に交付を受けていない場合で、新規に太陽電池モジュール・パワーコンディショナのシステム機器を同時に増設される場合は補助対象となります。

⑧	申請書に添付するシステムの仕様書とは何ですか？	システムの仕様書は、太陽電池モジュール・パワーコンディショナのメーカー名、型番、出力等が明記されているものです。(カタログでも可)。
⑨	見積書・領収明細書の記入すべき事項は何ですか？	太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等の数量・内訳費、総事業費(消費税込)が必要です。
⑩	申請書に添付する設置場所付近の住宅位置図及び工事着工前の現況写真とは何ですか？	住宅位置図は番地、居住者名が記載している住宅地図です。現況写真は、システムを設置する予定の箇所を含めて家屋全体が映っているものです。
⑪	工事着工はいつから可能ですか？	補助金交付決定通知日以降になります。事前着工は認められません。
⑫	補助金交付決定には申請からどの程度かかりますか？	申請内容を審査後、交付の適否を概ね1週間程度で通知します。
⑬	事業完了年月日とはいつですか？	補助金実績報告書(様式第4号)における事業完了日は、 ①設置費用の支払い領収書の領収月日 ②電力会社と電力受給を開始した日のいずれか遅い日とします。
⑭	実績報告書に添付する竣工検査の試験記録書の写しとは何ですか？	設置工事が完了すると、竣工検査ならびに電力会社による検査が行われ、竣工検査成績書(書式任意)とともに引き渡されその書類の写しとなります。
⑮	実績報告書に添付すべき写真とは何ですか？	建物の全体及び太陽電池モジュール枚数が確認できるカラー写真、その他パワーコンディショナ等主要部品等の写真です。
⑯	口座に入金されるまでにどのくらいかかりますか？	請求書を受理してから1か月以内に指定口座に入金いたします。